

申告書の書きかた

見本

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

ク

※ 税務署に令和6年分の確定申告書を提出する方は、この申告書を提出する必要はありません。

現住所・氏名	令和7年度 市民税・都民税 申告受付書	東久留米市役所 課税課 市民税係
	市役所受付印	東久留米市本町三丁目3番1号 TEL 042-470-7777 (内) 2333～2337
様		

切りとらないでください。

令和7年度市民税・都民税申告書

(令和6年1月1日から12月31日までの内容を記入してください。)

東久留米市長 啓

市役所受付印	令和7年1月1日 の住所	個人番号
市役所受付印	【上記住所と同じ□】	生年月日
フリガナ		明大昭平
氏名		令和7年1月1日
		年 月 日
		自宅
		携帯
		電話番号
		代理での申告の場合、裏面下部に 代理申告者の氏名等を記入してください。

1 所得金額	(A) 収入金額(円)	(B) 必要経費の額(円)	(C) 専従者控除額(円)	所得金額(A)-(B)-(C)
事業・農業				
不動産				
利子				
配当				
給与				
雑所得				
譲渡・一時				
合計	①～⑨の合計＝総所得金額			

2 所得控除	控除を受ける資産	控除額(円)	控除を受ける金額(円)	控除額(円)	所得金額(円)
雑損控除	損害を受けた資産				
医療費控除	支払った医療費(A)		補填される金額(B)		
社会保険料控除	国民健康保険		介護保険		
小規模企業共済等掛金控除	掛金				
生命保険料控除	一般生命保険料		相互保険		
個人年金保険料	支払額				
地震保険料控除	地震保険料				

本人該当事項	配偶者控除	配偶者特別控除	同一生計配偶者
配偶者または□ひとり親	配偶者	配偶者	配偶者
□死別 □生死不明	配偶者	配偶者	配偶者
□離婚 □未帰還	配偶者	配偶者	配偶者
□未婚のひとり親	配偶者	配偶者	配偶者

特別徴収された配当額および株式譲渡割の金額	配当割額	株式譲渡割額

住宅借入金等特別税額控除	住宅借入金等特別税額控除可能額	居住開始年月日

給与・公的年金等以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与以外の所得に係る市民税・都民税の納付方法の選択)	給与から差し引く	自分で

※この枠内は記入しないでください。	所得金額	48万	32万	16万	なし

※申告書見本のア～クは説明文のア～クと対応しています。	所得金額	48万	32万	16万	なし

住所	あなたが令和7年1月1日現在住んでいた住所を記入してください。 (その後転出・転居した場合は、転出・転居先の住所を現住所欄に記入してください。)
氏名、個人番号、生年月日、電話番号	あなたの氏名、個人番号(マイナンバー)、生年月日、電話番号です。

1. 所得金額

所得の種類	内 容	所得金額の計算方法
営業等	小売業、製造業、外交員、医師など	(収入金額) - (必要経費)
農業	農産物の生産など	1. 但し、利子所得は除きます。 2. 営業等、農業、不動産の必要経費は申告書裏面「6」で計算してください。
不動産	家賃、地代など	3. 配当所得について、申告分離課税を選択する方は課税課までご連絡ください。申告分離課税を選択する方は、⑤の欄は記入不要です。
利子	公社債、預貯金の利子など (分離課税されているものは除く)	
配当	株式や出資の配当など	
給与	俸給、給料、賃金、賞与など	(収入金額) - (給与所得控除額) - (所得金額調整控除額) 1. 申告書には、給与収入の金額を記入してください。 2. 源泉徴収票を添付してください。 3. 源泉徴収票のない人は、申告書裏面「4」の給与収入に明細を記入してください。給与所得控除額の計算方法については下表を参照してください。 4. 特定支出控除を受けられる人は、必要書類を添付してください。

◎給与所得控除額の計算方法

給与収入金額	給与所得控除額
0円 ～ 1,625,000円	550,000円
1,625,001円 ～ 1,800,000円	収入金額×40% - 100,000円
1,800,001円 ～ 3,600,000円	収入金額×30% + 80,000円
3,600,001円 ～ 6,600,000円	収入金額×20% + 440,000円
6,600,001円 ～ 8,500,000円	収入金額×10% + 1,100,000円
8,500,001円 ～	1,950,000円(上限)

※給与収入金額が660万円未満の場合は、所得税法別表第5によるため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じる場合があります。

◎所得金額調整控除

①あなたが給与収入850万円超で次のいずれかの場合該当します。

該当している場合には、申告書表面「⑨」欄を必ず記入してください。

イ あなたが特別障害者である。

ロ 年齢23歳未満(平成14年1月2日以降生)の扶養親族を有する。(該当する扶養親族について⑨に記入してください。)

※扶養控除を適用している必要はありません。(夫婦ともに所得金額調整控除を受けることができます。)

ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。(該当する扶養親族について⑨に記入してください。)

所得金額調整控除額＝|給与収入金額(上限1,000万円) - 850万円| × 10%

②あなたに給与所得と年金雑所得の両方があり、その合計が10万円超の場合該当します。

所得金額調整控除額＝|給与所得金額(上限10万円) + 年金雑所得金額(上限10万円)| - 10万円

※①②の両方に該当する場合は、①の金額を控除した後に、②の金額を控除します。

雑	公的年金等 ※注意 遺族が年金形式で受け取る 生命保険金、遺族年金、 障害年金等は含みません	(収入金額) - (公的年金等控除額) ※公的年金等控除額の計算方法については下表を参照してください。(小数点以下は切り上げになります。)
	業務に係るもの (原稿料、講演料又はネット オークションなどを利用した 個人取引若しくは食料品の 配達などの副収入など)	(収入金額) - (必要経費) ※収入の分かるものを添付してください。 ※業務に係るものの必要経費はご自分で 計算し、領収書等は保管してください。
	その他 (生命保険の年金、互助年金 など上記以外のもの)	

◎公的年金等控除額の計算方法(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合)

公的年金等収入金額	公的年金等控除額
0円 ～ 3,300,000円	1,100,000円
3,300,001円 ～ 4,100,000円	公的年金等の収入×25% + 275,000円
4,100,001円 ～ 7,700,000円	公的年金等の収入×15% + 685,000円
7,700,001円 ～ 10,000,000円	公的年金等の収入×5% + 1,455,000円
10,000,001円以上	1,955,000円
公的年金等収入金額	公的年金等控除額
0円 ～ 1,300,000円	600,000円
1,300,001円 ～ 4,100,000円	公的年金等の収入×25% + 275,000円
4,100,001円 ～ 7,700,000円	公的年金等の収入×15% + 685,000円
7,700,001円 ～ 10,000,000円	公的年金等の収入×5% + 1,455,000円
10,000,001円以上	1,955,000円

※申告書には、公的年金等収入金額を記入してください。 ※公的年金等の源泉徴収票が、金額のわかる書類を添付してください。

※公的年金等を2ヶ所以上から受けている人はその合計額で計算してください。

※公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の方は市ホームページを参照してください。

譲渡・一時	不動産以外の資産の譲渡・ 生命保険金、賞金、懸賞金 など	{(収入金額) - (必要経費) - (特別控除)} × 1/2 ※特別控除は50万円です。 ※短期譲渡所得の金額については×1/2しません。
-------	------------------------------------	---

2. 所得控除

雑損控除

○あなたや、総所得金額等が48万円以下の配偶者、その他の親族であなたと生計を一にする人が災害、盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合に記入する欄です。

○控除額は次の算式により計算されます。
(差引損失額 - 総所得金額等の10%)と(差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円)とのいずれか多い方の金額 = 控除額

※この控除を受ける場合、控除に関する証明書を添付してください。

医療費控除

○あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費がある場合に記入する欄です。この控除を受ける場合には、医療費控除の明細書を添付してください。明細書は市ホームページに掲載しております。領収書のみは申告はできません。

(https://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/zei/shizei/juminzei/1016093/keisan/1018960.html)

※領収書の添付は不要になりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、明細書の提出から5年間までは、市から領収書の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

○従来の医療費控除

(支払医療費 - 保険金などで補填される金額) - (総所得金額等×5%) = 控除額

※控除額の上限は200万円です。

○セルフメディケーション税制(特例)

(支払医療費 - 保険金などで補填される金額) - 1万2千円 = 控除額

※控除額の上限は8万8千円です。

○従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を適用することはできません。

社会保険料控除

○あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の負担すべき国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料(領収書等添付)、介護保険料、雇用保険料、任意継続健康保険料などの社会保険料を令和6年中にあなたが支払った場合、その金額が控除されます。

※生計を一にする配偶者、その他の親族の年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は申告者の社会保険料控除とはなりません。

※平成26年4月から、2年分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納めることができることとなりました。

前納された国民年金保険料に係る社会保険料控除については、以下の方法のいずれかを選択することができます。

(1) 全額を納めた年に控除

(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除

令和6年に2年前納して、各年に控除する方は、控除証明書のうち令和6年分の1枚を切り離し提出してください。

小規模企業共済等掛金控除

○令和6年中にあなたが支払った第1種共済掛金や心身障害者扶養共済金、確定拠出年金法の規定による個人型年金加入者掛金がある場合、全額が控除されます。

生命保険料控除

○あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする、支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合に記入する欄です。保険会社等で発行された証明書に記載されている保険の種類、新・旧契約の区分を確認し、支払額を記入してください。

※この控除を受ける場合は、保険会社などで発行する証明書を添付してください。なお、控除等の計算方法については市ホームページ「所得控除とは(その他の控除)」を参照してください。⑤所得税控除額は記入不要です。

地震保険料控除

○あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の有する家屋で常時その居住用に供するもの又はこれらの人の有する生活用資産を保険若しくは共済の目的とし、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をでん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合、記入する欄です。

○旧長期契約とは、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約です。平成20年度で廃止となった損害保険の経過措置として、以下の要件を満たす場合、控除が受けられます。

(1) 保険期間又は共済期間の満了後返戻金を支払う旨の特約のある契約であること。

(2) 保険期間又は共済期間が10年以上のものであること。

(3) 平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないもの。

○地震保険契約とは、旧長期契約以外のものをいいます。

※これらの控除を受ける場合は、保険会社などで発行する証明書を添付してください。なお、控除等の計算方法については市ホームページ「所得控除とは(その他の控除)」を参照してください。⑥所得税控除額は記入不要です。

※税制改正等により、控除額等が変更となる可能性があります。

所得や控除の計算方法等詳細については、市ホームページからも参照できます。



https://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/zei/shizei/juminzei/1016093/keisan/index.html

年金収入のみの方および昨年1年間収入がなかった方向けの申告書の書き方を動画でご案内しています。(市ホームページ内から視聴できます)



https://www.city.higashikurume.lg.jp/kurashi/zei/shizei/juminzei/1016093/1000853.html